

第59号議案

蒲郡市手数料条例及び蒲郡市印鑑条例の一部改正について

蒲郡市手数料条例及び蒲郡市印鑑条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和4年9月7日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市手数料条例及び蒲郡市印鑑条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡市役所及び蒲郡市西浦公民館に多機能端末機を設置することに伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市手数料条例及び蒲郡市印鑑条例の一部を改正する条例

(蒲郡市手数料条例の一部改正)

第1条 蒲郡市手数料条例（昭和29年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍法（昭和22年法律第224号）関係の手数料の表2の項中「民間事業者」を「市又は民間事業者」に改める。

(蒲郡市印鑑条例の一部改正)

第2条 蒲郡市印鑑条例（昭和49年蒲郡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条の3中「民間事業者」を「市又は民間事業者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。